



三芳町 防災ガイドマップ

～地域防災計画概要版～

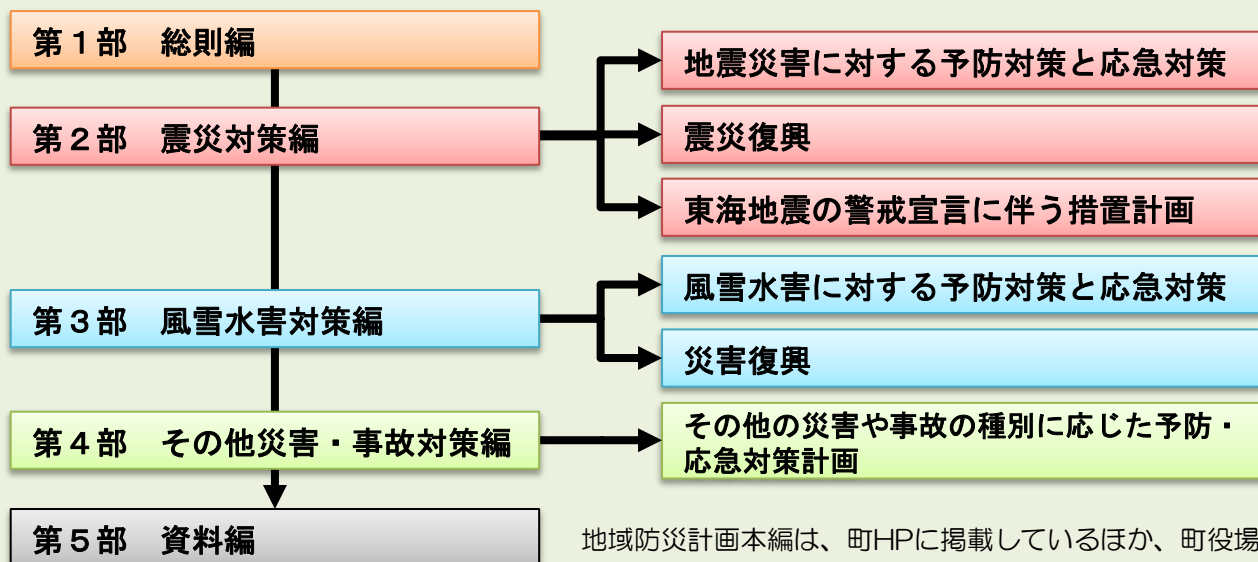
1. 地域防災計画とは

地域防災計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、三芳町防災会議が作成する計画です。町では、東日本大震災をはじめとした近年の大規模災害の教訓や最新の知見、各種法令改正等を反映させるべく、平成27年3月に改訂を行いました。本町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すことを目的としています。

地域防災計画の構成

地震災害、風雪水害、その他事故・災害に関して、「事前・予防対策」「応急対策」「災害復興」に関する計画をそれぞれ定めており、その構成は、次のとおりです。



地域防災計画本編は、町HPに掲載しているほか、町役場（自治安心課）、町内の公民館でもご覧いただけます。

計画の基本方針

1. 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

ハード・ソフトの対策を効果的に組み合わせて実施し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視します。

2. 命を守る初期行動の重視

救急・救助、初期消火、避難行動等の初期行動が住民の生命を災害から守る上で重要です。そのため、初期行動を迅速かつ的確に実施できる体制の強化を図ります。

3. 自助・共助の強化

「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人一人が自らの命、安全を守る「自助」、地域コミュニティ等が協働して地域の安全を守る「共助」を推進します。

4. 広域受援体制の整備

町の防災体制のみで対応できない大規模災害に備え、県、他市町村、防災関係機関及びN GO等の支援を受け入れやすくするよう、広域受援体制の整備を進めます。